

## 「いじめ」をはじめとした人権侵害事象について

昨今、滋賀県大津市の中学校での不幸な事件をはじめ、学校での「いじめ」がクローズアップされ、社会問題化しています。

文部科学省における「いじめ」の定義は、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」と規定されています。（平成18年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より出典）

しかしながら、広く国民一般の基本的な人権の尊重の見地からは、「いじめ」とは、必ずしも児童・生徒に限定矮小化されるべきものではなく、広義には、大人に対する人権侵害事象も含まれると解されます。各市の「いじめ防止条例」を見ても、その対象を児童・生徒に対する「いじめ」に限定する自治体もあれば、「いじめ」等の定義として、「言葉、文書（電子媒体を含む）、暴力等による心理的及び物理的な攻撃、無視、差別的な扱い等による精神的な苦痛を与えるもの並びに法律に規定する虐待、暴力など。つまり、学校のいじめだけでなく、児童虐待、高齢者虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメントなどすべての人権侵害のことをいう。」と規定している自治体もあります。

本市では、平成13年に八尾市人権尊重の社会づくり条例を施行し、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすことを目的としているところであり、本条例が、「いじめ」防止を含めた本市の理念条例に位置づけられているところでもあります。

「いじめ」は、重大な人権侵害事象と捉えなければなりません。そして、市民・地域・行政・学校園・企業・各種団体等、あらゆる社会において、その構成員が連携して防止に取り組んでいくことが必要です。

従って、本審議会における「いじめ」とは、学校等における児童・生徒のみを対象としたものに限定するのではなく、すべての人の基本的人権を尊重する立場から、大人への人権侵害事象も含むものとの認識を共有する必要があります。